



6 エックス線装置及び診療室						
開設時設置予定のエックス線装置	固定・携帯の別	用途 (注を参照)		製作者及び型式		
エックス線診療室	室面積	構造概要		操作室面積	暗室	
					室面積	設備
	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
7 調剤所						
室面積	採光面積	外気開放面積	麻薬金庫の有無	冷暗所の面積構造	給水箇所	備付天秤, 上皿天秤
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		造 m <sup>2</sup>		感量10mg 台 感量500mg 台
8 給食施設 (該当する項目の□を■で表示すること。)						
調理業務の外部委託の有無			□無・□有 (□代行調理・□その他 (□一部・□全部))			
洗浄業務の外部委託の有無			□無・□有 (□一部・□全部)			
調理室	室面積	m <sup>2</sup> 冷蔵庫				
	床の構造			事務室		m <sup>2</sup>
	食器消毒設備			食品倉庫 又は置場	主食類	m <sup>2</sup>
	採光通風の状況				調味料	m <sup>2</sup>
	手洗い設備				野菜類	m <sup>2</sup>
配膳室	名称又は位置	室面積	食品消毒設備又は方法	食器洗浄設備	食器格納設備	温食設備
		m <sup>2</sup>				備考
9 分べん室及び新生児の入浴施設 (診療科名中に産婦人科又は産科を有する病院)						
分べん室	室面積	構造設備		新生児の入浴施設	室面積	構造設備
	m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>	
10 機能訓練室, 談話室, 食堂及び浴室の構造設備の概要 (療養病床を有する病院)						
①機能訓練室						
床面積		構造概要		設備概要 (主な器械・器具)		
m <sup>2</sup>						
m <sup>2</sup>						
②談話室 (該当する項目の□を■で表示すること。)						
専用・共用の別	有 無	床面積		構造概要	共用室の名称	
□専用・□共用	□有・□無	m <sup>2</sup>				
□専用・□共用	□有・□無	m <sup>2</sup>				
③食 堂						

床面積		構造概要	
m <sup>2</sup>			
m <sup>2</sup>			
④浴室			
室面積	構造概要	浴槽の概要	
m <sup>2</sup>			
m <sup>2</sup>			
11 その他厚生労働省令で定める施設			
①消毒施設（衣類寝具）（該当する項目の□を■で表示すること。）			
繊維製品の滅菌消毒業務の外部委託の有無		□無・□有（□一部・□全部）	
室面積	構造概要	消毒方法及び設備	
m <sup>2</sup>			
②洗濯施設（該当する項目の□を■で表示すること。）			
寝具類の洗濯業務の外部委託の有無		□無・□有（□一部・□全部）	
室面積	構造概要	洗濯設備	乾燥設備その他
m <sup>2</sup>			
③技工室（歯科医業を行う病院であって、歯科技工室を設けるとき）			
室面積	採光面積又は照明	防塵設備	その他必要な施設
m <sup>2</sup>			

(注) 1 □欄には該当するものを■で表示すること。

2 平面図との突合に留意して記入すること。

3 「6 エックス線装置及び診療室」の「用途」欄には、「直接撮影用エックス線装置」, 「断層撮影エックス線装置」, 「CTエックス線装置」, 「胸部集検用間接撮影エックス線装置」, 「口内法撮影用エックス線装置」, 「歯科用パノラマ断層撮影装置」, 「骨塩定量分析エックス線装置」, 「乳房撮影用エックス線装置」, 「透視用エックス線装置」, 「治療用エックス線装置(近接照射治療装置)」, 「治療用エックス線装置(近接照射治療装置以外)」, 「輸血用血液照射エックス線装置」又は「その他」のいずれかを記入すること。「その他」の場合には、かっこ書きで用途を記入すること。